

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案（仮称）

平成20年10月1日施行予定（民法の特例に関する規定は公布から1年以内に施行）

事業承継税制の抜本拡充や民法上の遺留分制度による制約への対応を始めとする事業承継円滑化のための総合的支援策の基礎となる「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案（仮称）」を本通常国会に提出。

1. 相続税の課税についての措置

政府が、平成20年度中に、相続税の課税について必要な措置を講ずる旨を規定。



非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度の創設

平成21年の通常国会に税法の一部改正案を提出し、本法の施行日（平成20年10月1日）より遡及適用を予定。

経済産業大臣の認定を受けた非上場中小企業の株式等に係る課税価格の80%に対応する相続税を納税猶予。（雇用確保を始めとする5年間の事業継続が要件）

事業承継の円滑化

地域経済と雇用を支える中小企業の事業活動の継続

2. 民法の特例

一定の要件を満たす後継者が、遺留分権利者全員との合意及び所要の手續（経済産業大臣の確認、家庭裁判所の許可）を経ることを前提に、以下の民法の特例の適用を受けることができる。

生前贈与株式を遺留分の対象から除外

贈与株式が遺留分減殺請求の対象外となるため、相続に伴う株式分散を未然に防止

生前贈与株式の評価額を予め固定

後継者の貢献による株式価値上昇分が遺留分減殺請求の対象外となるため、経営意欲が阻害されない

手續については、後継者が単独で申立てができることがポイント。
（従来の遺留分放棄は当事者全員が個別に申立てを行うことが必要）

3. 金融支援

経営者の死亡等に伴い必要となる資金の調達を支援するため、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者及びその代表者に対して、以下の特例を設ける。

中小企業信用保険法の特例（対象：中小企業者）

株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例（対象：中小企業者の代表者）

親族外承継や個人事業主の事業承継を含め、以下のような幅広い資金ニーズに対応

- ・株式、事業用資産の取得資金
- ・信用力の低下時の運転資金
- ・相続税負担

(参考) 事業承継税制の抜本拡充

事業承継の際の障害の一つである相続税負担の問題を抜本的に解決するため、非上場株式等に係る相続税の軽減措置について、現行の10%減額から80%納税猶予に大幅に拡充するとともに、対象を中小企業全般に拡大する。なお、本制度は、平成21年度改正で創設し、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案(仮称)の施行日(平成20年10月1日予定)以後の相続に遡って適用する。

改正の概要

自社株式に係る10%減額措置(現行制度)

主な要件

<対象会社要件>

発行済株式総額20億円未満の会社

<軽減対象の上限>

相続した株式のうち、発行済株式総数の2/3又は評価額10億円までの部分のいずれか低い額

自社株式に係る80%納税猶予(改正後)

主な要件

対象会社は中小企業基本法上の中小企業

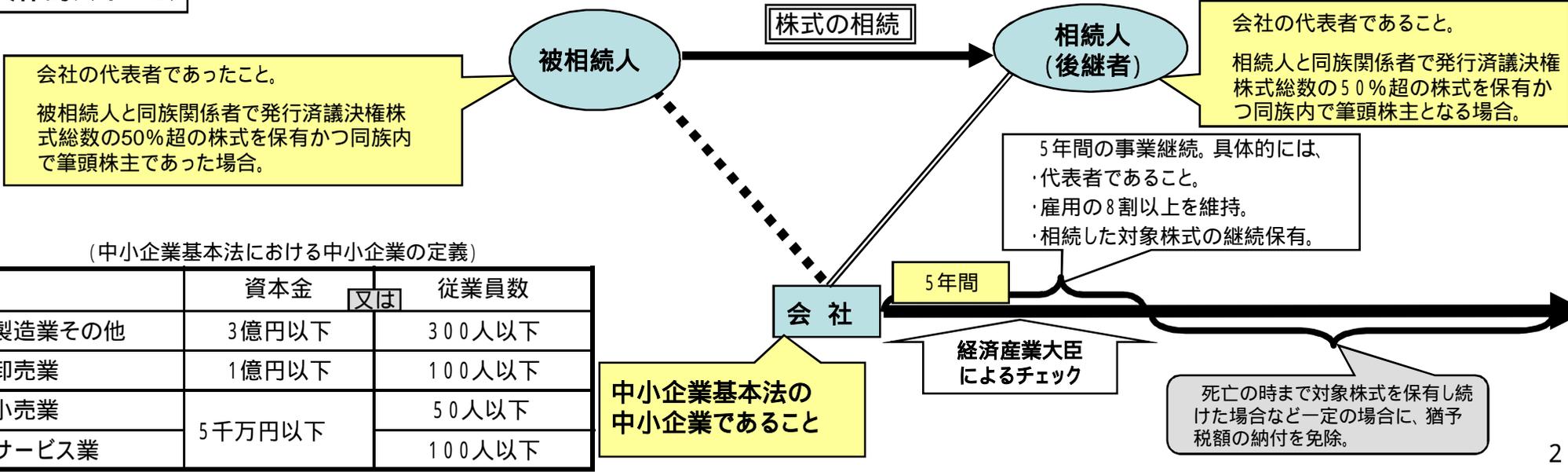
株式総額要件は撤廃

軽減対象となる株式の限度額は撤廃

但し、発行済議決権株式総数の2/3以下の限度有り。



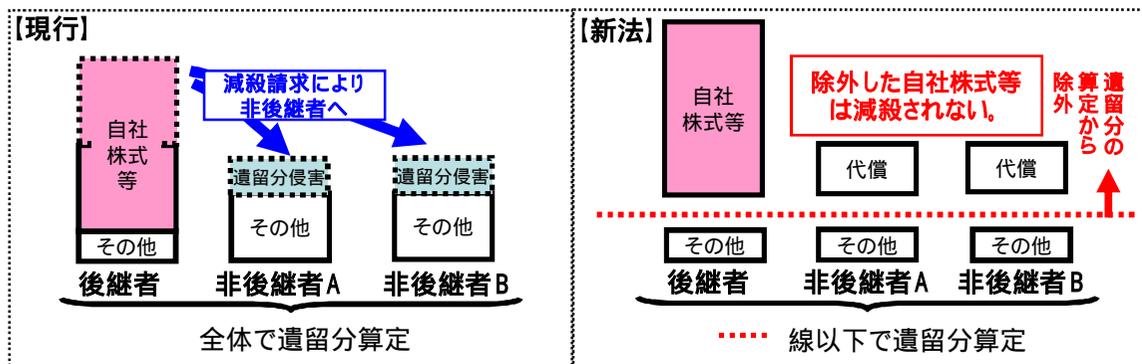
具体的スキーム



(参考) 民法の特例

1. 生前贈与株式を遺留分の対象から除外できる制度の創設

先代経営者の生前に、経済産業大臣の確認を受けた後継者が、遺留分権利者全員との合意内容について家庭裁判所の許可を受けることで、先代経営者から後継者へ生前贈与された自社株式その他一定の財産について、遺留分算定の基礎財産から除外できる制度を創設。



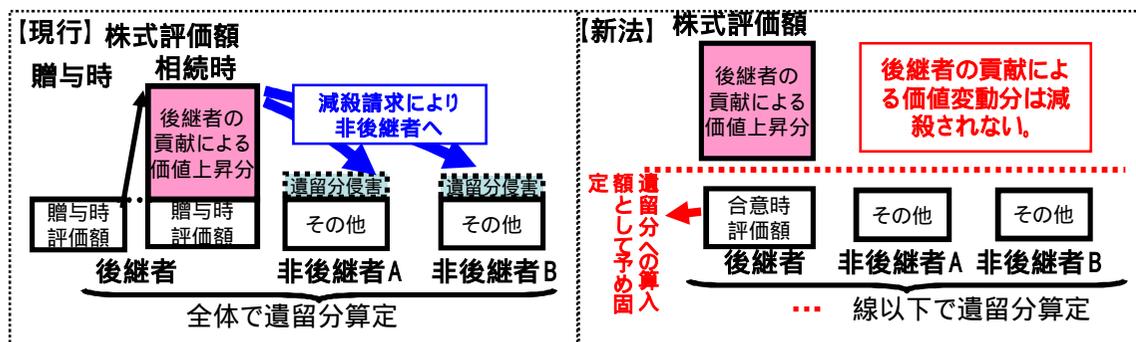
・事業継続に不可欠な自社株式等に係る遺留分減殺請求を未然防止

・後継者単独で家庭裁判所に申し立てるため、現行の遺留分放棄制度と比して、非後継者の手続は簡素化

2. 生前贈与株式の評価額を予め固定できる制度の創設

生前贈与後に株式価値が後継者の貢献により上昇した場合でも、遺留分の算定に際しては相続開始時点の上昇後の評価で計算されてしまう。

このため、経済産業大臣の確認を受けた後継者が、遺留分権利者全員との合意内容について家庭裁判所の許可を受けることで、遺留分の算定に際して、生前贈与株式の評価額を当該合意時の評価額で予め固定できる制度を創設。



・後継者が株式価値上昇分を保持できる制度の創設により、経営意欲の阻害要因を排除

(参考) 金融支援

経営の承継における課題

多額の資金需要の発生

- ・相続に伴い分散した株式や事業用資産の買取り等に多額の資金が必要となる。
- ・株式や事業用資産について、多額の相続税納税資金が必要となる。
- ・親族外承継(MBO、EBO等)の場合には、先代経営者からの株式等の買取りに多額の資金が必要となる。

信用状態の低下

- ・経営者の交代により信用状態が悪化し、銀行の借入条件や取引先の支払条件が厳しくなる。

経済産業大臣の認定

事業活動の継続に支障が生じている中小企業者(非上場会社及び個人事業主)を**経済産業大臣が認定**

会社の資金需要に対応
(個人事業主を含む)

中小企業信用保険法の特例

信用保険の拡大(別枠化)を措置。

- ・株式、事業用資産等の買取り資金
 - ・一定期間の運転資金 等
- の資金調達を支援。

通常

普通保険(2億円)
無担保保険(8,000万円)
特別小口保険(1,250万円)

+

拡大(別枠化)

普通保険(2億円)
無担保保険(8,000万円)
特別小口保険(1,250万円)

後継者個人の資金需要に対応

株式会社日本政策公庫法及び 沖縄振興開発金融公庫法の特例

代表者個人に対する融資を実施。

- ・株式、事業用資産等の買取り資金
 - ・相続税、遺留分減殺請求への対応資金 等
- の資金調達を支援。

通常2.1%の基準金利(中小公庫業務)が適用されるところ、1.75%の特別利率を適用。[平成20年1月時点]